

令和2年3月2日

令和3年第1回神奈川県議会定例会

厚生常任委員会資料

(令和3年2月25日付託分)

附属資料

健康医療局

目 次

ページ

1	事務処理の特例に関する条例 新旧対照表	1
2	神奈川県看護師等修学資金貸付条例 新旧対照表	3
3	神奈川県墓地等の経営の許可等に関する条例 新旧対照表	5
4	かながわペットのいのち基金条例 新旧対照表	6
5	神奈川県手数料条例 新旧対照表	7

1 事務処理の特例に関する条例（平成11年神奈川県条例第41号）新旧対照表

改 正		現 行	
第1条～第3条（略） 別表（第3条関係）		第1条～第3条（略） 別表（第3条関係）	
1～52（略）	（略）	1～52（略）	（略）
53 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下この項において「法」という。）、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号。以下この項において「政令」という。）、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号。以下この項において「省令」という。）及び薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成26年厚生労働省令第8号）に基づく次の事務 (1)・(2)（略） (3) 法第35条第4項ただし書の規定により、医薬品営業所管理者がその営業所以外の場所で業として営業所の管理その他薬事に関する実務に従事することを許可すること。 (4)・(5)（略） (6) 法第40条の5第6項の規定により、再生医療等製品の販売業の許可を更新すること。 (7)（略） (8) 法第40条の7第1項において準用する法第10条第1項の規定により、再生医療等製品の販売業の休廃止等及び変更の届出を受理する	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市及び茅ヶ崎市（左欄 ⁽³¹⁾ 及び ⁽³²⁾ に掲げる事務にあっては、横浜市に限る。）	53 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下この項において「法」という。）、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号。以下この項において「政令」という。）、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号。以下この項において「省令」という。）及び薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成26年厚生労働省令第8号）に基づく次の事務 (1)・(2)（略） (3) 法第35条第3項ただし書の規定により、医薬品営業所管理者がその営業所以外の場所で業として営業所の管理その他薬事に関する実務に従事することを許可すること。 (4)・(5)（略） (6) 法第40条の5第4項の規定により、再生医療等製品の販売業の許可を更新すること。 (7)（略） (8) 法第40条の7 _____において準用する法第10条第1項の規定により、再生医療等製品の販売業の休廃止等及び変更の届出を受理する	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市及び茅ヶ崎市（左欄 ⁽³⁰⁾ 及び ⁽³¹⁾ に掲げる事務にあっては、横浜市に限る。）

改 正		現 行	
<p>こと。</p> <p>(9)～(11) (略)</p> <p>(12) 法第69条第2項の規定により、医薬品の販売業者（<u>配置販売業者を除く。以下この項において同じ。</u>）及び再生医療等製品の販売業者に対し、必要な報告をさせ、並びに職員に薬局、店舗、事務所その他医薬品又は再生医療等製品を業務上取り扱う場所に立ち入り、その構造設備等を検査させ、及び従業員等に質問させること。</p> <p>(13) (略)</p> <p>(14) 法第70条第3項の規定により、職員に医薬品等の廃棄等の処分をさせること（<u>医薬品の販売業者及び再生医療等製品の販売業者に係るものに限る。</u>）。</p> <p>(15) (略)</p> <p>(16) <u>法第72条の2の2の規定により、医薬品の販売業者及び再生医療等製品の販売業者に対して、法令遵守体制の改善に必要な措置を講ずべきことを命ずること。</u></p> <p>(17)～(20) (略)</p> <p>(21) 法第76条の規定により、法第24条第2項及び法第40条の5第6項の規定による許可の更新を拒否する場合の<u>手続をとること。</u></p> <p>(22)～(32) (略)</p>		<p>こと。</p> <p>(9)～(11) (略)</p> <p>(12) 法第69条第2項の規定により、医薬品の販売業者_____</p> <p>_____及び再生医療等製品の販売業者に対し、必要な報告をさせ、並びに職員に薬局、店舗、事務所その他医薬品又は再生医療等製品を業務上取り扱う場所に立ち入り、その構造設備等を検査させ、及び従業員等に質問させること。</p> <p>(13) (略)</p> <p>(14) 法第70条第3項の規定により、職員に医薬品等の廃棄等の処分をさせること_____</p> <p>_____。</p> <p>(15) (略)</p> <p>(新規)</p> <p>(16)～(19) (略)</p> <p>(20) 法第76条の規定により、法第24条第2項及び法第40条の5第4項の規定による許可の更新を拒否する場合の<u>手続をとること。</u></p> <p>(21)～(31) (略)</p>	
54～160 (略)	(略)	54～160 (略)	(略)

2 神奈川県看護師等修学資金貸付条例（昭和39年3月31日条例第40号）新旧対照表

改 正	現 行																
<p>(目的) 第1条 この条例は、将来県内において保健師、助産師又は看護師の業務に従事する有能な人材を育成するため、神奈川県看護師等修学資金（以下「修学資金」という。）の貸付けに関し必要な事項を定め、もって公衆衛生の向上及び増進を図ることを目的とする。</p> <p>(修学資金の貸付け) 第2条 県は、次の各号に掲げる修学資金を当該各号に定める者に対し、貸し付ける。</p> <p>(1) 一般修学資金 次のいずれにも該当する者 ア 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）第19条から第21条までの規定により文部科学大臣又は都道府県知事が指定した学校又は養成所（以下「養成施設」という。）に在学する者 イ (略) ウ 養成施設を卒業した後、県内において保健師、助産師又は看護師（以下「看護職員」という。）の業務に従事する意思を有する者</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(修学資金の額) 第4条 第2条第1項に掲げる修学資金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 一般修学資金 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">金額（月額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>独立行政法人国立病院機構又は地方公共団体（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人を含む。以下この表において同じ。）が設置する養成施設</td> <td style="text-align: center;">17,000円</td> </tr> <tr> <td>独立行政法人国立病院機構又は地方公共団体以外のものが設置する養成施設</td> <td style="text-align: center;">20,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額（月額）	独立行政法人国立病院機構又は地方公共団体（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人を含む。以下この表において同じ。）が設置する養成施設	17,000円	独立行政法人国立病院機構又は地方公共団体以外のものが設置する養成施設	20,000円	<p>(目的) 第1条 この条例は、将来県内において保健師、助産師、<u>看護師等</u>の業務に従事する有能な人材を育成するため、神奈川県看護師等修学資金（以下「修学資金」という。）の貸付けに関し必要な事項を定め、もって公衆衛生の向上及び増進を図ることを目的とする。</p> <p>(修学資金の貸付け) 第2条 県は、次の各号に掲げる修学資金を当該各号に定める者に対し、貸し付ける。</p> <p>(1) 一般修学資金 次のいずれにも該当する者 ア 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）第19条から第22条までの規定により文部科学大臣又は都道府県知事が指定した学校又は養成所（以下「養成施設」という。）に在学する者 イ (略) ウ 養成施設を卒業した後、県内において保健師、助産師、<u>看護師又は准看護師</u>（以下「看護職員」という。）の業務に従事する意思を有する者</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(修学資金の額) 第4条 第2条第1項に掲げる修学資金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 一般修学資金 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">金額（月額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法第19条から第21条までの規定により文部科学大臣又は都道府県知事が指定した学校又は養成所に在学する者</td> <td style="text-align: center;">17,000円</td> </tr> <tr> <td>独立行政法人国立病院機構又は地方公共団体以外のものが設置する養成施設</td> <td style="text-align: center;">20,000円</td> </tr> <tr> <td>法第22条の規定により文部科学大臣又は都道府県知事が指定した学校又は養成所に在学する者</td> <td style="text-align: center;">12,000円</td> </tr> <tr> <td>独立行政法人国立病院機構又は地方公共団体以外のものが設置する養成施設</td> <td style="text-align: center;">15,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額（月額）	法第19条から第21条までの規定により文部科学大臣又は都道府県知事が指定した学校又は養成所に在学する者	17,000円	独立行政法人国立病院機構又は地方公共団体以外のものが設置する養成施設	20,000円	法第22条の規定により文部科学大臣又は都道府県知事が指定した学校又は養成所に在学する者	12,000円	独立行政法人国立病院機構又は地方公共団体以外のものが設置する養成施設	15,000円
区分	金額（月額）																
独立行政法人国立病院機構又は地方公共団体（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人を含む。以下この表において同じ。）が設置する養成施設	17,000円																
独立行政法人国立病院機構又は地方公共団体以外のものが設置する養成施設	20,000円																
区分	金額（月額）																
法第19条から第21条までの規定により文部科学大臣又は都道府県知事が指定した学校又は養成所に在学する者	17,000円																
独立行政法人国立病院機構又は地方公共団体以外のものが設置する養成施設	20,000円																
法第22条の規定により文部科学大臣又は都道府県知事が指定した学校又は養成所に在学する者	12,000円																
独立行政法人国立病院機構又は地方公共団体以外のものが設置する養成施設	15,000円																

(2) (略)
2 (略)

(2) (略)
2 (略)

3 神奈川県墓地等の経営の許可等に関する条例（平成14年12月27日条例第68号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>(設置場所の基準) 第10条 墓地等の設置場所の基準は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) <u>墓地（埋葬を行うものに限る。）又は火葬場にあつては、その境界線と人が現に居住その他の使用をしている建物との距離が規則で定める距離以上であること。ただし、知事が、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。</u> (3) <u>墓地（埋葬を行うものを除く。）又は納骨堂にあつては、その境界線と病院その他の規則で定める施設との距離が規則で定める距離以上であること。ただし、知事が、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。</u> (4) (略)</p>	<p>(設置場所の基準) 第10条 墓地等の設置場所の基準は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) <u>墓地等の境界線と人家、学校等</u> <u>との距離が</u> <u>規則で定める距離以上であること。ただし、知事が、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。</u> (新規) (3) (略)</p>

4 かながわペットのいのち基金条例（平成30年3月30日条例第25号）新旧対照表

改正	現行
<p>(設置)</p> <p>第2条 県は、県が引き取り又は収容した犬、猫及び神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（昭和54年神奈川県規則第85号）第11条に規定する動物（以下「犬猫等」という。）の命を守り<u>その飼養を希望する者に譲渡するための取組の充実を図るため並びに多数の飼養又は保管（以下「飼養等」という。）がされている犬及び猫の命を守りその適正な飼養等を推進するために必要な資金を積み立てるため、かながわペットのいのち基金（以下「基金」という。）を設置する。</u></p> <p>(処分)</p> <p>第7条 基金は、県が引き取り又は収容した犬猫等の治療、訓練その他犬猫等の譲渡につなげるための事業<u>並びに多数の飼養等がされている犬及び猫の避妊又は去勢手術その他その適正な飼養等を推進するための事業</u>の経費に充てる場合に限り、これを処分することができる。</p>	<p>(設置)</p> <p>第2条 県は、県が引き取り又は収容した犬、猫及び神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（昭和54年神奈川県規則第85号）第11条に規定する動物（以下「犬猫等」という。）の命を守り、<u>その飼養を希望する者に譲渡するための取組の充実を図るため</u> _____ _____に<u>必要な資金を積み立てるため、かながわペットのいのち基金（以下「基金」という。）を設置する。</u></p> <p>(処分)</p> <p>第7条 基金は、県が引き取り又は収容した犬猫等の治療、訓練その他犬猫等の譲渡につなげるための事業_____ _____の<u>経費に充てる場合に限り、これを処分することができる。</u></p>

5 神奈川県手数料条例（平成12年神奈川県条例第2号）新旧対照表

改 正			現 行		
別表（第2条関係） 1～5（略） 6 健康医療局関係			別表（第2条関係） 1～5（略） 6 健康医療局関係		
手数料徴収に係る事務	手数料 の名称	金 額	手数料徴収に係る事務	手数料 の名称	金 額
1～88（略）			1～88（略）		
89 医薬品医療機器等法 施行令第80条第1項第 1号の規定に基づく医 薬品医療機器等法第12 条第4項に規定する薬 局製造販売医薬品の製 造販売業の許可の更新 の申請に対する審査	(略)	(略)	89 医薬品医療機器等法 施行令第80条第1項第 1号の規定に基づく医 薬品医療機器等法第12 条第2項に規定する薬 局製造販売医薬品の製 造販売業の許可の更新 の申請に対する審査	(略)	(略)
90 医薬品医療機器等法 施行令第80条第2項第 1号の規定に基づく医 薬品医療機器等法第12 条第4項に規定する第 一種医薬品製造販売業 の許可の更新の申請に 対する審査	(略)	(略)	90 医薬品医療機器等法 施行令第80条第2項第 1号の規定に基づく医 薬品医療機器等法第12 条第2項に規定する第 一種医薬品製造販売業 の許可の更新の申請に 対する審査	(略)	(略)
91 医薬品医療機器等法 施行令第80条第2項第 1号の規定に基づく医 薬品医療機器等法第12 条第4項に規定する第 二種医薬品製造販売業 の許可の更新の申請に 対する審査	(略)	(略)	91 医薬品医療機器等法 施行令第80条第2項第 1号の規定に基づく医 薬品医療機器等法第12 条第2項に規定する第 二種医薬品製造販売業 の許可の更新の申請に 対する審査	(略)	(略)
92 医薬品医療機器等法 施行令第80条第2項第 1号の規定に基づく医 薬品医療機器等法第12 条第4項に規定する医 薬部外品製造販売業の 許可の更新の申請に対 する審査	(略)	(略)	92 医薬品医療機器等法 施行令第80条第2項第 1号の規定に基づく医 薬品医療機器等法第12 条第2項に規定する医 薬部外品製造販売業の 許可の更新の申請に対 する審査	(略)	(略)
93 医薬品医療機器等法 施行令第80条第2項第 1号の規定に基づく医 薬品医療機器等法第12 条第4項に規定する化 粧品製造販売業の許可 の更新の申請に対する 審査	(略)	(略)	93 医薬品医療機器等法 施行令第80条第2項第 1号の規定に基づく医 薬品医療機器等法第12 条第2項に規定する化 粧品製造販売業の許可 の更新の申請に対する 審査	(略)	(略)

94～102 (略)			94～102 (略)		
103 医薬品医療機器等法施行令第80条第1項第2号の規定に基づく医薬品医療機器等法第13条第4項に規定する薬局製造販売医薬品の製造業の許可の更新の申請に対する審査	(略)	(略)	103 医薬品医療機器等法施行令第80条第1項第2号の規定に基づく医薬品医療機器等法第13条第3項に規定する薬局製造販売医薬品の製造業の許可の更新の申請に対する審査	(略)	(略)
104 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第3号の規定に基づく医薬品医療機器等法第13条第4項に規定する医薬品（専ら動物のために使用されるものを除く。）の製造業の許可の更新の申請に対する審査	(略)	(略)	104 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第3号の規定に基づく医薬品医療機器等法第13条第3項に規定する医薬品（専ら動物のために使用されるものを除く。）の製造業の許可の更新の申請に対する審査	(略)	(略)
105 (略)			105 (略)		
106 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第3号の規定に基づく医薬品医療機器等法第13条第4項に規定する医薬部外品（専ら動物のために使用されるものを除く。）の製造業の許可の更新の申請に対する審査	(略)	(略)	106 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第3号の規定に基づく医薬品医療機器等法第13条第3項に規定する医薬部外品（専ら動物のために使用されるものを除く。）の製造業の許可の更新の申請に対する審査	(略)	(略)
107 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第3号の規定に基づく医薬品医療機器等法第13条第4項に規定する化粧品の製造業の許可の更新の申請に対する審査	(略)	(略)	107 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第3号の規定に基づく医薬品医療機器等法第13条第3項に規定する化粧品の製造業の許可の更新の申請に対する審査	(略)	(略)
108 (略)			108 (略)		
109 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第3号の規定に基づく医薬品医療機器等法第13条第8項において準用する同条第1項に規定する医	(略)	(略)	109 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第3号の規定に基づく医薬品医療機器等法第13条第6項において準用する同条第1項に規定する医	(略)	(略)

薬品（専ら動物のために使用されるものを除く。）の製造業の許可の区分の変更又は追加の許可の申請に対する審査			薬品（専ら動物のために使用されるものを除く。）の製造業の許可の区分の変更又は追加の許可の申請に対する審査		
110 (略)			110 (略)		
111 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第3号の規定に基づく医薬品医療機器等法第13条第8項において準用する同条第1項に規定する医薬部外品（専ら動物のために使用されるものを除く。）の製造業の許可の区分の変更又は追加の許可の申請に対する審査	(略)	(略)	111 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第3号の規定に基づく医薬品医療機器等法第13条第6項において準用する同条第1項に規定する医薬部外品（専ら動物のために使用されるものを除く。）の製造業の許可の区分の変更又は追加の許可の申請に対する審査	(略)	(略)
112 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第3号の規定に基づく医薬品医療機器等法第13条第8項において準用する同条第1項に規定する化粧品製造業の許可の区分の変更又は追加の許可の申請に対する審査	(略)	(略)	112 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第3号の規定に基づく医薬品医療機器等法第13条第6項において準用する同条第1項に規定する化粧品製造業の許可の区分の変更又は追加の許可の申請に対する審査	(略)	(略)
113～123 (略)			113～123 (略)		
124 医薬品医療機器等法施行令第80条第1項第1号の規定に基づく医薬品医療機器等法第14条第15項に規定する薬局製造販売医薬品の製造販売の承認事項の一部変更の承認の申請に対する審査	(略)	(略)	124 医薬品医療機器等法施行令第80条第1項第1号の規定に基づく医薬品医療機器等法第14条第13項に規定する薬局製造販売医薬品の製造販売の承認事項の一部変更の承認の申請に対する審査	(略)	(略)
125 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第5号の規定に基づく医薬品医療機器等法第14条第15項に規定する要指導医薬品又は一般用医薬品	(略)	(略)	125 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第5号の規定に基づく医薬品医療機器等法第14条第13項に規定する要指導医薬品又は一般用医薬品	(略)	(略)

の製造販売の承認事項の一部変更の承認の申請に対する審査			の製造販売の承認事項の一部変更の承認の申請に対する審査		
126 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第5号の規定に基づく医薬品医療機器等法第14条第15項に規定する医療用医薬品の製造販売の承認事項の一部変更の承認の申請に対する審査	(略)	(略)	126 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第5号の規定に基づく医薬品医療機器等法第14条第13項に規定する医療用医薬品の製造販売の承認事項の一部変更の承認の申請に対する審査	(略)	(略)
127 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第5号の規定に基づく医薬品医療機器等法第14条第15項に規定する医薬部外品（専ら動物のために使用されるものを除く。）の製造販売の承認事項の一部変更の承認の申請に対する審査	(略)	(略)	127 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第5号の規定に基づく医薬品医療機器等法第14条第13項に規定する医薬部外品（専ら動物のために使用されるものを除く。）の製造販売の承認事項の一部変更の承認の申請に対する審査	(略)	(略)
127の2～127の5 (略)			127の2～127の5 (略)		
127の6 医薬品医療機器等法施行令第80条第3項第1号の規定に基づく医薬品医療機器等法第23条の2第4項に規定する第一種医療機器製造販売業の許可の更新の申請に対する審査	(略)	(略)	127の6 医薬品医療機器等法施行令第80条第3項第1号の規定に基づく医薬品医療機器等法第23条の2第2項に規定する第一種医療機器製造販売業の許可の更新の申請に対する審査	(略)	(略)
127の7 医薬品医療機器等法施行令第80条第3項第1号の規定に基づく医薬品医療機器等法第23条の2第4項に規定する第二種医療機器製造販売業の許可の更新の申請に対する審査	(略)	(略)	127の7 医薬品医療機器等法施行令第80条第3項第1号の規定に基づく医薬品医療機器等法第23条の2第2項に規定する第二種医療機器製造販売業の許可の更新の申請に対する審査	(略)	(略)
127の8 医薬品医療機器等法施行令第80条第3項第1号の規定に基づく医薬品医療機器等法第23条の2	(略)	(略)	127の8 医薬品医療機器等法施行令第80条第3項第1号の規定に基づく医薬品医療機器等法第23条の2	(略)	(略)

第4項に規定する第三種医療機器製造販売業の許可の更新の申請に対する審査			第2項に規定する第三種医療機器製造販売業の許可の更新の申請に対する審査		
127の9 医薬品医療機器等法施行令第80条第3項第1号の規定に基づく医薬品医療機器等法第23条の2第4項に規定する体外診断用医薬品製造販売業の許可の更新の申請に対する審査	(略)	(略)	127の9 医薬品医療機器等法施行令第80条第3項第1号の規定に基づく医薬品医療機器等法第23条の2第2項に規定する体外診断用医薬品製造販売業の許可の更新の申請に対する審査	(略)	(略)
127の10～127の14 (略)			127の10～127の14 (略)		
127の15 医薬品医療機器等法施行令第80条第4項第1号の規定に基づく医薬品医療機器等法第23条の20第4項に規定する再生医療等製品製造販売業の許可の更新の申請に対する審査	(略)	(略)	127の15 医薬品医療機器等法施行令第80条第4項第1号の規定に基づく医薬品医療機器等法第23条の20第2項に規定する再生医療等製品製造販売業の許可の更新の申請に対する審査	(略)	(略)
128～134 (略)			128～134 (略)		
135 医薬品医療機器等法第39条第6項の規定に基づく高度管理医療機器等（専ら動物のために使用されるものを除く。）の販売業又は貸与業の許可の更新の申請に対する審査	(略)	(略)	135 医薬品医療機器等法第39条第4項の規定に基づく高度管理医療機器等（専ら動物のために使用されるものを除く。）の販売業又は貸与業の許可の更新の申請に対する審査		
136 (略)			136 (略)		
137 医薬品医療機器等法施行令第80条第3項第4号の規定に基づく医薬品医療機器等法第40条の2第4項に規定する医療機器（専ら動物のために使用されるものを除く。）の修理業の許可の更新の申請に対する審査	(略)	(略)	137 医薬品医療機器等法施行令第80条第3項第4号の規定に基づく医薬品医療機器等法第40条の2第3項に規定する医療機器（専ら動物のために使用されるものを除く。）の修理業の許可の更新の申請に対する審査	(略)	(略)
138 医薬品医療機器等法施行令第80条第3項第4号の規定に基づく医薬品医療機器	(略)	(略)	138 医薬品医療機器等法施行令第80条第3項第4号の規定に基づく医薬品医療機器	(略)	(略)

等法第40条の2第7項に規定する医療機器（専ら動物のために使用されるものを除く。）の修理区分の変更又は追加の許可の申請に対する審査			等法第40条の2第5項に規定する医療機器（専ら動物のために使用されるものを除く。）の修理区分の変更又は追加の許可の申請に対する審査		
138の2（略）			138の2（略）		
138の3 医薬品医療機器等法第40条の5第6項の規定に基づく再生医療等製品（専ら動物のために使用されるものを除く。）の販売業の許可の更新の申請に対する審査	(略)	(略)	138の3 医薬品医療機器等法第40条の5第4項の規定に基づく再生医療等製品（専ら動物のために使用されるものを除く。）の販売業の許可の更新の申請に対する審査	(略)	(略)
139～144の2（略）			139～144の2（略）		
145 医薬品医療機器等法施行令第2条の3第1項の規定に基づく薬局開設の許可証又は医薬品医療機器等法施行令第45条第1項の規定に基づく医薬品（専ら動物のために使用されるものを除く。）の販売業の許可証、高度管理医療機器等（専ら動物のために使用されるものを除く。）の販売業若しくは貸与業の許可証若しくは再生医療等製品（専ら動物のために使用されるものを除く。）の販売業の許可証の書換え交付	(略)	(略)	145 医薬品医療機器等法施行令第1条の5第1項の規定に基づく薬局開設の許可証又は医薬品医療機器等法施行令第45条第1項の規定に基づく医薬品（専ら動物のために使用されるものを除く。）の販売業の許可証、高度管理医療機器等（専ら動物のために使用されるものを除く。）の販売業若しくは貸与業の許可証若しくは再生医療等製品（専ら動物のために使用されるものを除く。）の販売業の許可証の書換え交付	(略)	(略)
146 医薬品医療機器等法施行令第2条の4第1項の規定に基づく薬局開設の許可証又は医薬品医療機器等法施行令第46条第1項の規定に基づく医薬品（専ら動物のために使用されるも	(略)	(略)	146 医薬品医療機器等法施行令第1条の6第1項の規定に基づく薬局開設の許可証又は医薬品医療機器等法施行令第46条第1項の規定に基づく医薬品（専ら動物のために使用されるも	(略)	(略)

のを除く。)の販売業の許可証、高度管理医療機器等(専ら動物のために使用されるものを除く。)の販売業若しくは貸与業の許可証若しくは再生医療等製品(専ら動物のために使用されるものを除く。)の販売業の許可証の再交付			のを除く。)の販売業の許可証、高度管理医療機器等(専ら動物のために使用されるものを除く。)の販売業若しくは貸与業の許可証若しくは再生医療等製品(専ら動物のために使用されるものを除く。)の販売業の許可証の再交付		
146の2～165の2 (略)			146の2～165の2 (略)		
165の3 <u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第63号)附則第12条第7項の規定に基づく同法による改正後の医薬品医療機器等法第6条の2第1項の規定の例による地域連携薬局の認定の申請に対する審査</u>	<u>地域連携薬局認定申請手数料</u>	<u>1万1,100円</u>	<u>(新設)</u>		
165の4 <u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律附則第12条第7項の規定に基づく同法による改正後の医薬品医療機器等法第6条の3第1項の規定の例による専門医療機関連携薬局の認定の申請に対する審査</u>	<u>専門医療機関連携薬局認定申請手数料</u>	<u>1万1,100円</u>	<u>(新設)</u>		
166・167 (略)			166・167 (略)		
7～11 (略)			7～11 (略)		